

保護者様

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課

登校する日（3月24日）の児童の受入れについて

平素は本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

令和2年2月29日（土）から新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした臨時休業を実施し、保護者の皆様には多大なご協力をいただいているところです。

感染症拡大防止の観点から、3月24日（火）まで臨時休業期間を延長することとし、併せて3月25日（水）から4月7日（火）までの春季休業期間中においても、補充的授業や行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととしています。

休業期間中のうち、登校する日と定めた3月24日と、翌日から始まる春季休業期間中の児童の受入れについて、下記のとおり、再度お知らせをいたしますのでご確認ください。

保護者の皆様におかれましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 3月24日登校日（臨時休業期間中）の児童の受入れについて

- 令和2年3月5日（木）からの、以下の基準により申し出を行っている児童について受入れを行います。
 - ① 小学1～3年生の児童
 - ② 小学4～6年生の児童のうち、身体的な障害等の状況により、介助なしでは一人で留守番を行うことができない児童
 - ①・②の児童で、以下の条件を全て満たす児童
 - ◇ ひとり親家庭や共働き家庭等個別の事情により児童が自宅で滞在するが、休暇を取得することが困難であり、保護者が不在となる間、児童を監護できる児童の祖父母、きょうだい（中学生以上）、親類縁者等がいない児童
 - ◇ 登下校中の児童の安全確保を図るため、保護者によるお迎えが可能な児童
 - ◇ 昼食は用意できませんので、ご家庭から持参できる児童
- 登校日終了後、放課後児童対策事業（「のびのびルーム、放課後ルーム、堺っ子くらぶ」）に登録している児童については、各事業を利用していただきます。
- 放課後児童対策事業に登録していない児童は、1、2年生は午後2時まで、3年生以上は午後3時まで学校での受入れとなります

● 3月25日以降（春季休業期間中）の児童の受入れについて

- 3月25日（水）から、全学年を対象に、放課後児童対策事業（「のびのびルーム、放課後ルーム、堺っ子くらぶ」）を実施しますので、利用登録をされている方がご利用できます。
- 春季休業期間中においても感染症拡大防止の観点から、利用に対してはできるだけ自宅で過ごしてもらうよう協力をお願いします。
- 活動内容は、感染防止のため、指導員による指導は行わず、巡回等により子どもの安全確認を行います。
- 利用時間等については、通常の春季休業期間中と同じです。
- 利用される場合は、前日までに各ルームへご連絡ください。